

topics

01

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付開始

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

■申請書の送付

7月上旬に給付金の対象となる可能性のある方に申請書を郵送します。

※申請書が届いた方でも、給付金の対象とならない場合があります。

※申請書は、住民票上の住所に郵送します。引っ越し等で申請書が届かなかった場合や、申請書を紛失した場合は、お問い合わせください。

※子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員の方には、勤務先から申請書等が配布されます。

■申請期間 7月7日～10月7日 平日8時30分～17時

■ご持参いただくもの

□申請書 □印鑑 □免許証等、本人確認書類の写し（臨時福祉給付金は世帯全員分）

□通帳の写し（金融機関及び支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかるもの）

※子育て世帯臨時特例給付金で、児童手当の受取口座を指定する場合は不要です。

■その他 詳しい内容は広報6月号の折込チラシをご覧ください。

topics

02

南幌マルシェ（農産物即売市）が開催されます！

商工会
☎378～2728

中央通り商店会の会員が多くの町民の方々との交流の場を設け、にぎわいのある商店街や地産地消を目的として「南幌マルシェ」を開催します。新鮮で安全・安心な野菜が町アグリビジネス推進会議会員の協力によりたくさん提供されます。さらに町観光協会による特産品の販売も行いますので、多数のご来場をお待ちしています。

■開催日 7月10日～10月23日 毎週木曜日 ■時 間 16時から1時間程度

■場 所 旧南幌ハイヤー車庫（中央3丁目1-18）

topics

03

国民年金保険料免除制度の申請手続き

住民課
戸籍年金G

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の免除または猶予される制度があります。

■国民年金保険料免除制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。平成26年度の免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成27年6月までの期間を対象として審査します。

■若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が猶予されます。免除等の受付は7月1日から開始され、7月から平成27年6月までの期間を対象として審査します。

■学生納付特例制度

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が免除されます。免除等の受付は4月から開始されており、平成27年3月までの期間を対象として審査します。

■保険料の免除申請が出来る対象期間が拡大されました

今年4月から、申請時点の2年1ヵ月前までの期間まで、さかのぼって免除等の申請ができるようになりました。

【平成26年7月時点で免除等の申請が可能な期間】

	免除などの申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成23年度分	平成24年6月	平成23年度所得証明書（平成22年分所得）
平成24年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成24年度所得証明書（平成23年分所得）
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成25年度所得証明書（平成24年分所得）
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成26年度所得証明書（平成25年分所得）

topics
04 健康いちばん！特定健診を受けましょう

 住民課
医療介護G

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。年に一度、ご自身の健康状態を確かめるために特定健診を受診しましょう。

■対象者 南幌町国民健康保険加入者で35歳から74歳の方及び後期高齢者医療制度に加入している方

日 程	場 所	申込期限	申込先	料 金
8月10日（日）	あいくる	7月10日（木）	あいくる ☎378～5888	1,000円

□次の医療機関でも受診できます。受診する日を決めたら、まず申込みをしましょう。

- ・町立南幌病院（月～土曜日） ☎378～2111
- ・みどり野医院（月～金曜日） ☎378～2648
- ・長沼内科消化器科（月～金曜日） ☎0123～82～5333

■南幌町国民健康保険加入者以外の40歳から74歳のみなさんは、各医療保険者の案内に基づいて受診してください。

topics
**05 南空知再発見バスツアー
「大地の声を聴く夏休み親子体験」**

 まちづくり課
企画情報G

南空知ふるさと市町村圏組合では、南空知9市町の施設見学や温泉入浴などを盛り込んだバスツアーを行います。ぜひこの機会に、意外と知らなかった身近なまちの魅力を再発見してみませんか。

- 開催日 8月5日（火）※雨天決行
- 見学場所 雨煙別コカコーラ環境ハウス（栗山町）、三笠ジオパーク（三笠市）
- 参加時間 9時～17時
- 料 金 大人2,070円 小人150円（入場料・木の表札作成料含む）
※小人1人増毎に、小人料金150円に加え木の表札作成料1,620円追加。
- 定 員 5名（子ども含む） ■申込期間 7月16日～23日
- 参加対象 親子での参加とし、子どもは小学生とします。 ■その他 昼食はご持参ください。

topics
06 商工会ふれあいまつり・姉妹町熊本県多良木町物産展

 産業振興課
まちづくり課

昨年好評だった「商工会ふれあいまつり」を今年も開催します！

ステージショーや各種売店、町観光協会と姉妹町多良木町の特産品の販売等もあり、更にまつりの後半には大抽選会や花火大会も予定しています。楽しい夏のイベントに、ぜひお越しください。

- 日時 7月26日（土） 12時～20時
- 場所 中央公園（雨天の場合は順延となります）
- 内容 □商工会：売店、ステージイベント、花火大会
□物産展：球磨焼酎、多良木町特産品の販売、町観光協会特産品の販売

あの「くまモン」が 南幌にやってくる！！

- 期日 7月26日（土）
 - 時間 16時～16時30分
 - 場所 商工会ふれあいまつり
会場（中央公園）
- ※商工会ふれあいまつりが雨天順延の場合は、場所がスポーツセンターになります。（期日、時間は同じです）



©熊本県2010くまモン
協力 銀座熊本館

広告

「癒しのかで心と体もUP!!」

はあとキラキラマーケット vol.13

夏休み企画！今月は親子で楽しめるワークショップが店出します♪

【出店内容】*バスボム作り講座*美容鍼*酵素ジュース作り講座*アクセサリー作り講座*ハンドメイド雑貨販売*足もみ*リンパケア*カードリーディング*ネイル*まつげエクステ*フェイシャル*ハンドマッサージ*ボディジュエリー*クリスタルヒーリング*カラーセラピー*耳つぼジュエリーなど♪15のキラキラなお店が集合☆ 事前予約承り中（各メニュー¥500～）

日時 7月27日（日） 10：00～16：00 月に一度の癒しday 好評開催中♪

会場 「あいくる」1F あいくるホール

☆詳細は、町内の公共施設等でポスターをご覧ください
または、<http://iroiro-orange.jimdo.com/>から。

お問合せ・ご予約は
いろ色サロン 嘉津山 ☎080-5583-7220 ✉kirama.2011@gmail.com

■平成26年度の保険料の計算方法

均等割 【1人あたりの額】 51,472円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額：57万円》
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

- 今年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方には7月に、年金から天引きの方には10月に個別にお知らせします。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

□均等割の軽減（年額）

- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）		軽減後（年額）
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	51,472円	➡	5,147円
33万円	8.5割軽減		➡	7,720円
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減		➡	25,736円
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減		➡	41,177円

□所得割の軽減

- ・被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割軽減

□被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減（年額5,147円）となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

■医療費通知の発行

健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知書を送付しています。新たに発行を希望される方はご連絡ください。

■新しい保険証に変わります（ピンク色から黄緑色に変わります!）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたらお持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は1年間で、平成27年7月31日までです。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、お申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります（水色から黄色に変わります!）

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となります。下記の交付対象に該当する方には6月に更新についてご案内しています。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

北海道医療給付事業とは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母または父及び児童並びに乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るため、道と町が医療費に係る自己負担の一部を助成する事業です。

次の要件に該当すると思われる方は、必要書類を持参のうえ、申請手続きを行ってください。各受給者証の更新は、前年の所得等をもとに8月からの受給資格を判定し、更新できる方には7月末までに新しい受給者証を郵送します。

なお、申請が必要な方については個別に通知します。

【対象範囲等】

事業内容		自己負担額	申請必要書類
重度心身障がい者	身障1級、2級及び3級の内部障がい	医療費の1割負担 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円 (住民税非課税世帯、3歳未満児は初診時一部負担金のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	重度知的障がい者 (IQおおむね35以下、身体障がい者にあつてはおおむね50以下)		
	精神障害者保健福祉手帳1級(入院除く)		
ひとり親家庭等	母子家庭の母または父子家庭の父の入院		<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 ・在学証明書 (18歳以上20歳未満の扶養されている者)
	母子家庭または父子家庭の子の入院・通院 (18歳未満の児童及び20歳未満の扶養されている者)		
乳幼児	入院：小学校6年生まで 通院：小学校就学前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・印鑑 	
児童生徒等	入院：中学生～高校生等 通院：小学生～高校生等		

※各事業とも「所得制限」が定められています。

自宅で手軽に買い物ができるテレビショッピングは、返品可否など重要な事項の表示時間が短く分かりにくいことがあります。テレビショッピングなどの通信販売では、事業者が返品可否や返品期限に関する特約を設けている場合、それに従うことになります。

■事例（国民生活センターより）

母がテレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。通常価格10万円のもので半額だったので注文したが、届いたものはテレビで見栄えが違い価格ほどの価値はないように見える。返品を申し出たが断られた。(当事者：60歳代 女性)

■消費者へのアドバイス

印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などを確認してから注文しましょう。お困りのときは、下記にご相談ください。

■問合せ

- 南空知消費者相談室 ☎0123～72～3581（毎週月・木曜日 13時～16時）
- 南幌町役場産業振興課商工観光G（消費生活窓口）